

流山市家屋評価システム賃貸借及び保守に
係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、流山市家屋評価システム賃貸借及び保守の発注にあたり、最も適した者を優先交渉権者として選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 流山市家屋評価システム賃貸借及び保守
- (2) 業務内容 別添「流山市家屋評価システム賃貸借及び保守に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。
- (3) 賃貸借期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 提案上限額 17,232,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

この金額は、導入一時経費及び令和5年9月1日から令和10年8月31日までのシステム使用料及び保守費用、機器使用料及び保守費用の合計上限額である。

3 事務局

- (1) 住所 〒270-0192
千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
- (2) 担当 流山市 財政部資産税課 家屋係
- (3) 連絡先 TEL：04-7150-6074
FAX：04-7159-0946
- (4) 電子メール shisanzei@city.nagareyama.chiba.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、市へプロポーザルを提出する時点で令和4、5年度有資格業者名簿（物品）に登録されている者で、かつ、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に基づく入札参加の資格制限等に該当しないこと。
- (3) 本公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続きの開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- (4) 本公告日現在、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による更生手続きの開始の申立てをしていない者又は更生手続き開始の申立てをされていない者であること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を2年以内に受けていない者又は本業務の提案書提出日の前6か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。
- (6) プロポーザルに参加しようとする者又はその役員が、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者と密接な関係を有する者のいずれもがないこと。
- (7) 平成30年度から令和4年度の期間中に家屋評価システムの新規導入若しくは本業務と同種又は類似の業務を受託した実績を有していること。
- (8) 個人情報保護マネジメントシステムを確立し、プライバシーマークを取得していること。
- (9) 情報セキュリティ（機密性、完全性、可用性）の管理、リスクマネジメント体制を確立し、ISMS 認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。
- (10) 本プロポーザルに係る提出書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 スケジュール

	内容	日程
1	プロポーザル公募公告	令和5年4月4日(火)
2	質問受付	令和5年4月7日(金) ～令和5年4月14日(金)
3	質問回答	令和5年4月18日(火)
4	提案書提出期限	令和5年4月24日(月)
5	プレゼンテーション	令和5年5月17日(水)又は 令和5年5月18日(木)
6	審査結果通知	令和5年5月23日(火)まで
7	契約の締結	令和5年5月中 予定

6 質問受付・回答

(1) 質問の提出方法

本プロポーザルに参加しようとする者が、仕様書等に関して質問がある場合は、「質問書(第7号様式)」を作成し、電子メールで事務局に提出するものとする。

電話または口頭による質問や受付期間を過ぎて提出された質問書には回答しない。

(2) 質問受付期間

令和5年4月7日(金)から令和5年4月14日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

令和5年4月18日(火)までに市ホームページ上に質問事項とともに回答を公開する。

7 プロポーザル（企画提案書）の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

（1）提出書類

次のア～キを紙媒体により提出すること。

	様式名称	部数
ア	プロポーザル提出書（第1号様式）	1部
イ	参加申込書（第2号様式）	1部
ウ	企業概要書（第3号様式）	7部
エ	企画提案書（様式は任意）	7部
オ	家屋評価システム機能仕様書兼回答書（第4号様式）	7部
カ	業務実績（第5号様式）	7部
キ	見積書（第6号様式）	7部

（2）提出期限 令和5年4月24日（月）午後5時必着

（3）提出先 「3 事務局」

（4）提出方法 持参又は郵送

8 提出書類作成上の留意事項

（1）企画提案書

ア 様式は任意とするが、A4版縦型横書きを原則とする。

（両面印刷可）

イ 表紙及び目次を含め40ページ以内で作成し、各ページの下段中央部にページ番号を付すること。

ウ 仕様書の内容を理解した上で、具体的かつ平易な文章、図及び表を組み合わせて読みやすいように心がけること。

エ 次の項目については、必ず記載すること。

①課題解決の実現性

本市が抱える課題に対して、提案システムではどのように解決できるか等を記載すること。

②機能要件について

本業務に求める機能仕様への対応状況のほか特筆すべき機能があれば記載すること。

③システムの操作性および利便性

作図や評価計算、物件調査管理について、操作性や利便性など作業効率を向上させる機能・工夫について記載すること。

④セキュリティ機能について

不正使用や情報漏洩の防止策など提案システムが有するセキュリティ機能について、具体的に記載すること。

⑤保守サポートについて

システムに係るソフトウェア及びハードウェアに対する日常保守管理に対する考え方及び体制を提案すること。また、利用者へのサポート等もあれば記載すること。

⑥導入にかかる作業計画について

家屋評価システム使用開始までのシステム仕様構築に係るスケジュールと人員配置、役割分担について具体的に記載すること。

(2) その他提出書類

ア 指定の様式により作成すること。

イ 見積書の作成について、見積総額は契約期間中に生じる経費の総額を明記し、見積書の「見積書作成の注意事項」に従って見積額の内訳を明記すること。

なお、見積書に記載した導入一時経費及び維持経費の詳細な内訳を任意の様式により作成し、見積書と合わせて提出すること。

ウ 参加申込書と見積書は代表者印を押印すること。

エ 提出書類は市へ提出後、一切の修正は認めない。

9 提出書類の扱い

(1) 提出された書類は、返却しないものとする。

(2) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザルに係る審査以外に使用しないものとする。

(3) 審査に必要な範囲で提出書類を複製することがある。

10 プレゼンテーション

(1) 日時 令和5年5月17日(水)、18日(木)

プレゼンテーションの日時・場所は、参加申込書に記載された担当者へ電子メールにて令和5年4月26日(水)午後5時までに連絡する。

(2) 時間配分

時間は、60分(説明:50分、質疑応答10分)とする。

説明50分にはデモンストレーションの実施時間を含む。

機材等の準備・撤去時間は除く。

(3) 留意事項

ア 企画提案書に基づき説明を行うものとし、追加資料の提出、配付はしないこと。

イ システム操作のデモンストレーションを行うこと。

ウ デモンストレーションに使用するモデル家屋は木造専用住宅2階建100㎡程度のものを予定し、図面及び仕様はプレゼンテーションの時間等と合わせて通知する。

エ 出席者は3名までとする。

オ プレゼンテーション用機材(スクリーン及びプロジェクター(HDMI端子、ケーブルあり))については、事務局で用意する。

カ プロポーザル参加者が1社の場合でもプレゼンテーションを実施する。

キ プレゼンテーションの順番は事務局が決定する。

11 プロポーザル審査方法

「流山市家屋評価システム賃貸借及び保守に係る公募型プロポーザル優先交渉権者審査基準要領」に基づき審査する。

12 優先交渉権者の決定及び結果の通知

最も優れた提案を行った参加者を優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者は別に定める要領により設置する「流山

市家屋評価システム賃貸借及び保守に係る公募型プロポーザル審査会」が審査し、決定する。

審査結果は、公募型プロポーザル選定結果通知書（第8号様式）により、すべての参加者に対し速やかに通知する。

1.3 契約の締結と次順位者の繰り上げ

優先交渉権者決定後、市と優先交渉権者との業務内容の協議及び仕様書等の調整を行い、契約を締結する。

ただし、協議が整わない場合や契約締結までに優先交渉権者が失格事項に該当した場合など、優先交渉権者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の参加者（次点交渉権者）と契約の締結について交渉できるものとする。

1.4 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、参加者を失格とする。

- (1) 提案が提出期間を超えて提出された場合
- (2) 提案に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査委員及び当該事業関係者等に対する工作など、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合
- (4) 本件に関して信義則に反する行為、公正さを欠く行為があった場合
- (5) その他、優先交渉権者となることに相応しくないと市長が判断した場合

1.5 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) プロポーザルの提出後に辞退する場合は、速やかにプロポーザル辞退届（第9号様式）を事務局に提出すること。
- (3) 辞退届の提出にあたっては、辞退理由を記載し代表者印を押印すること。
- (4) 審査結果については HP に公開し、審査内容は公表しない。

- (5) 審査結果に対する質問や異議申し立てには応じない。
- (6) プロポーザルにおいて知り得た本市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。
- (7) 本プロポーザルは都合により延期し、又は取りやめることがある。この場合について、参加者は異議を申し立てることはできず、その事由によって損害をうけることがあっても、その賠償を市に請求できないものとする。